

令和7年度 清川村 監査計画

令和7年3月25日

清川村監査委員決定

清川村監査基準第7条第1項の規定に基づき、監査等を効率的かつ効果的に実施するため、令和7年度の監査計画を次のとおり定めます。

1 基本方針

監査等の実施に当たっては、住民の福祉の増進に寄与するとともに、最少の経費で最大の効果を挙げているか、また組織及び運営の合理化に努め、規模の適正化を図っているかどうかを主眼として、公正で合理的かつ効果的な行財政運営を確保するため、村の財務に関する事務の執行、村の経営に係る事業の管理及び事務事業の執行について、次の具体的な方針に基づいて実施します。

(1) 定期監査（財務監査及び行政監査）《地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査》

定期監査は、村の財務に関する事務の執行、村の経営に係る事業の管理及び事務事業の執行が法令等の規定に基づいて適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、コストの適正化、費用対効果、事業目的の達成度、組織及び運営の合理化等、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意して実施します。

(2) 随時監査《地方自治法第199条第5項の規定による監査》

随時監査は、重大な事故、事件が発生した場合など、監査委員が必要と認めるときに実施方針等を定めて実施します。

(3) 財政援助団体等監査《地方自治法第199条第7項の規定による監査》

財政援助団体等監査は、監査委員が必要と認めるとき、村が財政的援助を行っている補助金交付団体、出資団体、公の施設の指定管理者等に対し、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施します。

(4) 決算審査（基金運用状況審査を含む。）《地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定による審査》

決算審査は、村長からの審査依頼に基づき、決算その他の関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行または事業の経営が適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施します。

また、基金運用状況審査は、村長からの審査依頼に基づき、基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用がその目的に沿って、適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施します。

(5) 例月出納検査《地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定による検査》

例月出納検査は、毎月、会計管理者の保管する現金の在高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金及び預金の出納事務が適正に行われているかを主眼として実施します。

また、検査の内容については、会計管理者から提出された検査資料に基づき、計数を詳細に調査し、現金管理の状況を的確に把握するとともに、現金の帳尻と現金残高を確実に確認するものとします。

なお、予算執行課等に内容説明を求める必要が生じた場合は、検査実施日に関係職員の出席を求めるものとします。

(6) 健全化判断比率等審査《地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定による審査》

健全化判断比率等審査は、村長からの審査依頼に基づき、健全化判断比率・資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成が適正に行われているかを主眼として実施します。

(7) その他の監査《法第 75 条、第 98 条第 2 項、第 199 条第 6 項及び第 243 条の 2 の 2 第 3 項の規定による監査》

上記に掲げる監査のほか、住民の直接請求に基づく監査、議会の要求に基づく監査、村長の要求に基づく監査及び村長の要求に基づく職員の賠償責任監査等については、請求や要求に基づき実施します。

2 監査等の実施結果の処理

監査等の実施結果の処理については、次のとおりとします。

(1) 定期監査、随時監査、財政援助団体等監査及びその他の監査

監査の結果については、議会及び村長等に報告するとともに、清川村公告式条例（昭和 31 年条例第 2 号）に定めるところにより、これを公表します。

なお、監査の結果、必要があると認める場合は、監査の結果報告に添えて、意見を提出するものとし、特に措置を講ずる必要があると認める事項については、勧告を行うものとします。

また、監査の実施に当たり、監査委員が確認を求めた事項等については、その内容を記載した経過書を参考資料として、村長への報告書に添付するとともに、関係する課等の所属長に送付します。

(2) 例月出納検査

検査の結果については、議会及び村長に報告します。

なお、検査の実施に当たり、監査委員が確認を求めた事項等については、その内容を記載した検査結果書を参考資料として、村長への報告書に添付するとともに、関係する課等の所属長に送付します。

(3) 決算審査（基金運用状況審査を含む。）及び健全化判断比率等審査

審査の結果については、村長に意見書を提出します。

3 令和 7 年度監査等実施計画

監査等の実施時期及び監査対象については、次のとおりとします。

監 査 等 の 種 類		実 施 時 期	監 査 対 象
定 期 監 査 (財務監査・行政監査)		7 月	令和 6 年度：一般会計・特別会計・ 公営企業会計
		2 月	令和 7 年度：一般会計・特別会計・ 公営企業会計
随 時 監 査		必要に応じて 実 施	令和 6・7 年度：一般会計・特別会 計・公営企業会計
財 政 援 助 団 体 等 監 査		必要に応じて 実 施	令和 6 年度：財政援助を与えている 団体及び公の施設の指定管理者
決 算 審 査 (基金運用状況審査含む)		8 月	令和 6 年度：一般会計・特別会計・ 公営企業会計
例 月 出 納 検 査		毎月実施	令和 6・7 年度：一般会計・特別会 計・公営企業会計
健全化判断比率等審査		8 月	令和 6 年度：健全化判断比率・資金 不足比率
備 考	① 監査等の実施時期について 別表 1「令和 7 年度清川村監査等実施計画表」のとおり実施するものとし、やむを得ない事由があるときは、これを変更して実施します。 ② 例月出納検査について 清川村監査委員条例（昭和 44 年条例第 19 号）第 5 条の規定に基づき、毎月 25 日に実施するものとし、その期日が土・日曜日及び祝日に当たるとき、その他やむを得ない事由があるときは、これを変更して実施します（前倒し）。		

別表 1

令和 7 年度清川村監査等実施計画表

期 日		監 査 等 種 別	開始時間	備 考
4 月 2 5 日	金	例 月 出 納 検 査	13 時 30 分	
5 月 2 3 日	金	例 月 出 納 検 査	13 時 30 分	
6 月 2 5 日	水	例 月 出 納 検 査	13 時 30 分	
7 月 中 旬	一	定 期 監 査	9 時 30 分	1 日日程・詳細は未定
7 月 2 5 日	月	例 月 出 納 検 査	13 時 30 分	
8 月 6 日	水	決 算 審 査	9 時 00 分	1 日日程（第 1 日）
8 月 7 日	木	決 算 審 査	9 時 00 分	1 日日程（第 2 日）
8 月 8 日	金	決 算 審 査	9 時 00 分	1 日日程（第 3 日）
8 月 2 5 日	月	財 政 健 全 化 審 査	13 時 15 分	
		例 月 出 納 検 査	14 時 00 分	
9 月 2 5 日	木	例 月 出 納 検 査	13 時 30 分	
1 0 月 2 4 日	金	例 月 出 納 検 査	13 時 30 分	
1 1 月 2 5 日	火	例 月 出 納 検 査	13 時 30 分	
1 2 月 2 5 日	木	例 月 出 納 検 査	13 時 30 分	
1 月 2 3 日	金	例 月 出 納 検 査	13 時 30 分	
2 月 上 旬	一	定 期 監 査	9 時 30 分	1 日日程・詳細は未定
2 月 2 5 日	水	例 月 出 納 検 査	13 時 30 分	
3 月 2 5 日	水	例 月 出 納 検 査	13 時 30 分	